

職員による公金の着服及び懲戒処分について

令和 8 年 1 0 月 1 日
八 街 市

本市職員が、市の歳入となるべき金銭を不正に引き出し、私的に使用していたことが判明しました。

本市は、地方公務員法第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、当該職員を懲戒免職としましたので、次のとおり公表します。

1 処分内容

項目	内容
処分年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日
処分内容	懲戒免職
被処分者所属・職名	市長部局・副主幹
被処分者氏名	狩野 純
年齢・性別	5 4 歳・女性
事案発生当時の所属	総務部総務課

2 事案の概要

被処分者は、総務部総務課に在籍していた間、職員の給与から控除した生命保険料等について、生命保険等事務手数料（以下「事務手数料」といいます。）を差し引いた額を保険料として生命保険会社等に送金するとともに、残額である事務手数料を市の一般会計に歳入する事務を担当していました。

被処分者は、平成 28 年 7 月から令和 7 年 3 月までの間、当該事務を処理する中で、市の歳入とすべき事務手数料の一部について、総務課長名義の口座から計 85 回にわたり不正に金銭を引き出し、総額 19, 428, 160 円を私的に使用しました。

被処分者は、本市の事情聴取において、不正な引出し及び私的使用の事実を認めています。

3 発覚の経緯

令和 8 年 9 月、当該事務を引き継いだ職員が、令和 7 年度一般会計決算書に計上された事務手数料の歳入額と、令和 6 年度以前の歳入額との間に大きな差があることに気付きました。

関係書類及び預金口座の取引履歴を確認しても合理的な説明がつかなかったため上司に報告し、被処分者から事情を聴取したところ、本人が着服を認めたものです。

4 処分理由

本件行為は、市に帰属する金銭について、被処分者が自己が自由に使用できないことを認識しながら不正に引き出し、私的に使用したものです。

公金を故意に着服したこと、職務上の立場を利用したこと、約 9 年間にわたり繰り返したこと、被害額が多額であること及び市政に対する市民の信頼を著しく損なったことを総合的に判断し、懲戒免職としました。

5 被害金の返還及び法的対応

令和 8 年 9 月 3 0 日現在、被害金は返還されていません。

本市は、被害金の全額回収に向け、被処分者に返還を求めるとともに、顧問弁護士等と相談し、損害賠償請求その他必要な法的措置を検討しています。

また、警察に相談し、関係資料の整理及び証拠の保全を進めており、刑事告訴を含めた対応を検討しています。

6 管理監督責任

本市は、事案発生当時の管理監督職員について、当時の職責、具体的な指示・確認の状況、不正を把握できた可能性及び在任期間中の監督状況を個別に確認し、懲戒上の責任の程度に応じて処分等を判断しました。

事案発生当時の役職	現在の職位等	措置
総務部総務課長	市長部局 部長級	減給 1/10・1 月
総務部総務課長	市長部局 課長級	減給 1/10・1 月
総務部総務課長	市長部局 係長級	減給 1/10・1 月
総務部総務課長	市長部局 主任主事級	減給 1/10・1 月
総務部総務課人事係長	市長部局 部長級	戒告
総務部総務課人事係長	市長部局 課長級	戒告
総務部総務課人事係長	市長部局 係長級	戒告
総務部長	市長部局 係長級	戒告
総務部長	市長部局 主任主事級	戒告

7 再発防止策

- (1) 通帳、届出印、振込処理及び会計記録に係る権限の分離
- (2) 入出金明細、預金残高及び市への歳入額の複数職員による定期照合
- (3) 年度末、人事異動時及び担当者交代時の残高確認と引継確認
- (4) 公金及び公金に準ずる金銭を取り扱う口座、現金及び預り金の全庁一斉点検
- (5) 管理監督者による確認結果の記録及び定期報告
- (6) 内部監査の強化並びに公金取扱い及び服務規律に関する研修の実施

8 特別職の給料減額措置

職員の不祥事に対する組織管理上の責任を明らかにするとともに、市民に謝罪し、社会的信用の回復を図るため、市長及び副市長の給料を減額する措置について、市議会に提案する予定です。

《問い合わせ先》

八街市総務部秘書広報課

TEL : 043-443-1112

メール : koho@city.yachimata.lg.jp